

三田市職員の懲戒処分の基準に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、任命権者が職員に対して地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を行うに当たって、懲戒処分を厳正かつ公正に行うための標準的な処分量定に関する基準等を定めるものとする。

(基本事項)

第2 任命権者は、懲戒処分の種類及び程度を決定するに当たっては、次に掲げる事項及び別表に掲げる懲戒処分の対象となる標準的な事例（以下「標準例」という。）等を総合的に勘案して処分の量定を定めるものとする。

なお、標準例にない非違行為に対する処分量定の決定については、標準例に掲げる事例のうち類似のもの等を参考に判断するものとする。また、非違行為を行った場合は速やかに所属長へ報告することとし、これを怠り、又は隠ぺいした場合は処分量定を加重する。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意、過失の度合い
- (3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去における非違行為の有無
- (6) 日常の勤務態度及び非違行為の前後における態度、対応

(所属長の報告義務)

第3 所属長は、所属職員が非違行為を現に行い、又は行ったことが明らかであると判断した場合は、遅滞なくその旨を任命権者に報告しなければならない。

(指揮監督する者の責任)

第4 職員の懲戒処分を行った場合において、当該職員を指揮監督する者（以下「監督者」という。）が次のいずれかに該当するときは、当該監督者に対しても懲戒処分を行うものとする。

- (1) 所属職員の非違行為を了知していたにも関わらず、その事実を隠蔽し、又はこれを黙認した場合
- (2) 所属職員が懲戒処分を受けることに関し、指揮監督に適正を欠いていた場合

(関係職員の懲戒処分)

第5 職員の懲戒処分を行った場合において、当該職員以外の職員が次のいずれかに該当

するときは、当該関係職員に対しても懲戒処分を行うものとする。

- (1) 非違行為をした職員に対し、当該非違行為を教唆し、又は当該非違行為をほう助したと認められる場合
- (2) 職員の非違行為を了知していたにも関わらず、これを黙認し、若しくは当該職員と共に非違行為の全部又は一部を行った場合

附 則

この指針は、平成18年4月7日から施行する。

この指針は、平成18年10月1日から施行する。

この指針は、平成27年5月1日から施行する。

この指針は、平成28年7月1日から施行する。

この指針は、平成29年7月1日から施行する。

この指針は、令和3年6月1日から施行する。